

第6回 地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会

日時：平成24年4月25日(水) 13:30～

場所：合同庁舎2号館7階 省議室

【碓井座長】 皆様、こんにちは。出席予定でまだお見えになっておられない委員もいらっしゃるかもしれませんが、時間が参りましたので、これより第6回地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会を開始したいと思います。

議題に入る前に、本日は川端大臣、大島副大臣、福田政務官にご出席いただいております。

まず、川端大臣からご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

【川端総務大臣】 皆様、こんにちは。碓井座長はじめ委員の皆様方、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

昨年は中間取りまとめとして、その中で「わがまち特例」を導入すべきというご意見をいただきました。それを受けまして、総務省として税制調査会に提案をいたしまして、平成24年度の税制改正において導入できたことは大きな意義があったと思っております。初年度ということで2件にとどまりましたが、国会審議でも、各党の皆様から高く評価をさせていただくと同時に、「わずか2件ということではなく、どうしてもっとできないのか」と、いろいろな前向きなご指摘をいただきました。そういう意味では関心も高く、やはりこれは積極的に取り組んでいくべきだということで、皆様のご提言に意を強くしたところでございます。我々としては更に拡大をして、地方の自主性・自立性を高めていきたいと考えており、こういう観点からの意見を賜ればと思っております。

また、地域主権改革を推進する観点から、地方の自主的な判断による任せ部分を拡充するために、税率のあり方、あるいは法定外税の国の関与の仕組みについても、ぜひともご検討いただきたいと考えております。

また、一方で、地域のことは地域で決めるという意味で、地方団体が納税者である住民の皆様に対し直接的に向き合って、自らもしっかり汗をかいて、賦課徴収などの税務執行に責任を持って当たることも重要であります。こういう部分の現状とこれからのあり方についてもご意見を賜ればと思っております。引き続き皆様方におかれましては、いろいろな角度からご論議をいただいて、地方税における地方団体の自主性・自立性を高めると同時に、地域主権改革を一層推進していくために、ぜひともご協力をお願い申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

【碓井座長】 ありがとうございます。

大島副大臣、福田政務官からも一言ご挨拶をいただきたいと存じます。

まず、大島副大臣、お願いします。

【大島総務副大臣】 こんにちは。改めまして、黄川田副大臣の後任として、私が副大臣として務めさせていただきますので、皆様からのご指導、そして、川端大臣を支え、よりよい自主・自立の税制にしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【碓井座長】 それでは、福田政務官、願いいたします。

【福田総務大臣政務官】 福田でございます。引き続きよろしく願いいたします。

【碓井座長】 どうもありがとうございます。

ここで、委員の石井知事から発言を求められております。どうぞ。

【石井委員】 川端総務大臣、すぐ退席されるようにお聞きしましたので、一言だけお礼と申しますか、お話しさせていただきたいと思っております。

まず、今お話ありましたけれども、地方の自主性を高めるという意味で、この研究会での提言も生かしていただいて、わがまち特例、早速、法改正もしていただいて、まず感謝申し上げたいと思っております。

また、地方の自主性・自立性を高めるためには、地方税制の質的な面での改善ということも大事ですけれども、やはり地方税の量的な拡大ということも大切でありまして、そういう意味で言いますと、社会保障と税の一体改革、当初の頃は、年金とか介護とか高齢者医療とか、どちらかというところの消費税の不足額に焦点を専ら当てたような議論だったんですけれども、その後、川端総務大臣はじめ政務三役の皆さん、また総務省の事務方の皆さんにも大変ご尽力いただいて、私どもの地方の意見も相当取り入れていただいて、今回、地方消費税、消費税を上げる5%のうち1.54%分を地方分にしていただいたということについては大変有り難いと思っております。

また、あわせて、それをやっぱり国民にもっと知らしめるというか、国民の皆さんに理解してもらうということで、早速、今年2月に、「明日の安心」対話集会というのを、私どもの富山県にも、大臣、わざわざ出ていただいて、大変熱心にご議論いただいた。このことについても、大変感謝を申し上げたいと思っております。

一方で、この地方税を充実しますと、どうしても、ここが地方税の泣きどころなんです

けれども、税源偏在という問題も出てまいりますので、今回の消費税関連法案の中に、地方税制について、税源の抜本的な改革による地方消費税の充実とあわせて、地方法人課税のあり方を見直すことによって税制の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には国と地方の税制全般を通じて幅広く検討する、こういうふうな方針も示していただきました。この具体化と、またあわせまして、地方交付税制度による財政調整の充実ということも、大臣、よろしくお願ひしたいと思ひます。これらの点はこの研究会の範囲からちよつとはみ出るとは思ひますが、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひております。

以上です。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。

川端大臣、大島副大臣、福田政務官におかれましては、公務のため、ここで退席されま
す。どうもありがとうございました。

【川端総務大臣】 今のは、しかと受けとめます。

【碓井座長】 それでは、本日の研究会の審議の中身に入らせていただきます。

当研究会の中間取りまとめは昨年の10月に公表されたところでございますが、その後の対応につきまして、事務局からご報告をいただきたいと思ひます。

市川企画官、お願ひいたします。

【市川税務企画官】 税務企画官の市川でございます。よろしくお願ひいたします。座
って説明させていただきます。

資料は、資料1-1というふうに右肩に書いてあるものと、あと、資料1-2という、「参考資料」と大きく書いてあるもの、この2つでご説明させていただきたいと思ひます。

まず、資料1-1でございます。こちらは中間取りまとめ、この研究会でしていただき
まして、その後の政府側の動きにつきまして1枚でまとめたものでございます。中間取り
まとめでご提言いただいた事項につきまして政府税調で議論いたしまして、その後、政府
として大綱を決定し、法案化したといった一連の流れにつきまして1枚でまとめたもので
ございます。この中身の詳細につきまして、資料1-2の参考資料で逐次ご説明させてい
ただければと思ひますので、そちらの参考資料をご覧いただければと思ひます。

資料1-2の参考資料の1ページをご覧いただければと思ひます。こちらは、10月3
1日に中間取りまとめを公表していただきまして、翌11月1日、政府税制調査会におき
まして、その中間取りまとめの内容をこちらの資料でご報告させていただいたところでご
ざいます。1ページに書いてございますけれども、大きく2つご報告させていただいたと

ところでございます。地域決定型地方税制特例措置、わがまち特例と、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大といった、この2つにつきましてご報告させていただきました。

もう1点、中間取りまとめにおきまして、昨年におきましては、法定外税につきましても検討していただいたところでございますけれども、法定外税につきましては、研究会で引き続き検討となったため、この2点を中心にご報告させていただいたところでございます。

4ページをご覧いただければと思います。中間取りまとめの内容につきまして、総論的に政府税制調査会に報告した後に、その次の15回の政府税制調査会、11月8日でございますが、こちらで固定資産税の新築住宅特例につきまして、上の箱のところの2行目にご覧いただけますけれども、住宅をめぐる状況が地域によって様々であることから、ご提言いただきました、わがまち特例方式を導入してはどうかということで、総務省としてご提案させていただきますところがございます。

4ページの下の方に、わがまち特例の導入のイメージとして、現行、一般住宅の場合、特例割合2分の1減額するという、そういった仕組みでございますけれども、これを特例期間・特例割合を条例委任という形でご提言させていただきました。

次に5ページをご覧いただければと思います。5ページにつきましては、同じ政府税制調査会におきまして、国土交通省から出された資料でございます。国土交通省からは、この新築住宅特例につきまして、そのまま2年延長という要望を出されておったところでございます。当方からのわがまち特例の導入に関する提案に対しまして、国土交通省からは、上の箱にご覧いただけますけれども、全国的な政策として国を挙げて支援している中で、本減額措置のみを地方の裁量に委ねるといった性格ではないといった、そういった反論が出されたところでございます。

続いて、6ページをご覧ください。政府税制調査会で、その後、新築住宅特例も含めまして、様々ご議論いただいたところでございますけれども、12月10日に政府として税制改正大綱を決定させていただいたところでございます。この大綱の中では、今ご説明させていただきました新築住宅特例につきましては、第3章というところで検討事項としてまとまったところでございます。新築住宅特例自体につきましては、2年間の延長といった形になりましたけれども、これにつきまして、ここに書いてございますような、住宅ストックが量的に充足している現状、住宅の質の向上を図る政策への転換、適正なコストに

よる良質な住宅の取得等の住宅政策の観点、こういったものを踏まえまして、新築住宅特例自体、2年延長しましたので、その2年後の26年度改正までに、他の税目も含めた住宅税制の体系と税制上支援すべき住宅への重点化、わがまち特例、この特例のあり方、そういったものも含めまして、この特例については更に検討していくとされたところでございます。

その他、第2章のところで、その下でございますけれども、「平成24年度における主な取組み」といったところで、②の「具体的取組み」というところがございますけれども、新築住宅特例につきましては、わがまち特例の導入に至りませんでした。下から2行目のところに書いてございますように、固定資産税の他の特例措置につきまして、先ほど、大臣からもご発言ありましたが、2件、他の特例でわがまち特例を導入すると決定したところでございます。

続いて、7ページをご覧くださいと思います。もう1点、昨年、研究会でご議論いただきました消費税・地方消費税の賦課徴収のあり方につきましても、研究会で取りまとめたいただいた方向、当面は納税相談を伴う収受等の取組みを進める、それから、消費税を含む税制の抜本改革を実施する時期をめどに、地方自治体に対する申告書提出の制度化等につきまして、実務上の論点を十分整理して、改めて判断するというふうに取りまとめたところでございます。

その下でございますのは、先ほどご説明いたしました、わがまち特例2件の具体的な特例の中身でございます。こういった大綱を12月10日に決定しまして、8ページ以降の資料につきましては、これを法案化した際の法案の概要でございます。8ページの4番のところの「地方自治の確立に向けた地方税制度改革」といったところに、わがまち特例を触れさせていただいております。

続いて、10ページをご覧くださいと思います。わがまち特例を導入いたしました2件につきましての概要でございます。1つが、上が雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の中で、四角の中の箱に書いてございますが、ここの基準を、今まで3分の2といった限定的な特例でございましたけれども、今回、3分の2を参酌し、2分の1以上6分の5以下の範囲で条例で定める割合といった法律の規定にさせていただいております。

また、下の下水道除外施設に係る課税標準の特例措置につきましても、4分の3を参酌し、3分の2以上6分の5以下の範囲で条例で定める割合といったふうに法律で規定させ

ていただきました。

続きまして、11ページ、12ページでございます。こちらは、この法案につきましての主な国会質疑、わがまち特例についての主な国会質疑をまとめさせていただいたところでございます。11ページが衆議院総務委員会での質疑、12ページが参議院総務委員会の質疑でございますけれども、いずれも委員の先生方からは、わがまち特例の拡大について積極的な意見が出されたところございまして、総務省としまして、そういった方向で今後検討していきたいと考えておるところでございます。

続きまして、13ページをご覧くださいと思います。年度改正と、もう一方の流れで、政府としまして、社会保障・税一体改革といった取り組みをしてきたところでございます。この中で、消費税、地方消費税につきまして、13ページでございますように、その大綱を閣議決定させていただいたところでございます。これにつきましては、1月6日に政府・与党で素案を決定しまして、その素案をほぼそのまま大綱として決定させていただいたような内容となっております。

主な中身としましては、13ページのアンダーラインが引いているところがございますが、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成、こういったものの第一歩として、2014年4月1日から、国・地方分合わせまして8%へ、2015年10月1日より10%へ段階的に引き上げを行うといった、そういった改革に取り組んでいきたいという内容となっております。

14ページにつきまして、地方分の話が書いてございます。アンダーラインをたくさん引いてございますが、アンダーライン、下から3行目のところをご覧くださいと思いますが、消費税率換算で地方分につきましては、2014年につきましては0.92%分、2015年10月1日からは1.54%分として、国・地方で協議した結果、こういう結論となったところでございます。

続きまして、少し飛ばさせていただければと思います。17ページをご覧くださいと思います。社会保障・税一体改革大綱の中で、研究会でもご議論いただきました消費税・地方消費税の賦課徴収につきましては、検討事項として大綱に記載させていただいたところでございます。中身につきましては、研究会でご議論いただいた、その中身を踏まえまして、こちらに記載させていただいておるところでございます。

この大綱を法案化いたしまして、3月30日に閣議決定させていただいておるところでございます。その法案の概要が18ページでございます。18ページにつきましては、地

方分の法律案の改正概要でございます。1の(1)のところに、地方消費税の税率引き上げの話が書いてございますが、現行の5%、8%、10%という引き上げに伴いまして、地方消費税につきましても、それぞれ消費税率に換算しまして、現行の1%から1.7、2.2といった形に引き上げをするといった内容になっておるところでございます。

あわせて、下の方に交付税法の改正というものがございすけれども、一体改革大綱の検討の中で、財政力の弱い地方団体に配慮するために、地方分のすべてを地方消費税に配分するといった形ではなくて、一部を交付税で措置するといったことで決定しておりまして、それを法案化した内容をここに書いてございます。

続きまして、20ページが国の消費税法の改正の法案概要でございます。こちら、内容を省かせていただきますが、22ページをご覧くださいますと、国の消費税改正法の中で、第7条という、税制の今回の抜本的な改革にあわせましての検討事項というのをまとめております。この法案の検討事項の中で、第7条の中で、具体的には23ページになりますけれども、先ほど、社会保障・税一体改革大綱の中で検討とされておった事項、これにつきましても、消費税の改正法案の中で、消費税・地方消費税の賦課徴収に関する検討事項につきまして、法案の中に規定させていただいておるところでございます。

資料の説明は以上でございます。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。ただいま、中間取りまとめ公表後の対応につきましてご説明をいただきました。このご説明につきまして、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

人羅委員、どうぞ。

【人羅委員】 中間報告をして、すぐさま制度ができて、法案化されて何よりということで、どうもご苦労様でございました。とはいうものの、やはり今回、新築住宅がなくて、2件どまりということで、雨水の貯留施設とか下水の、それはそれは大事なことであるとは思いますが、やっぱりこれから拡大していただきたいという思いは強くあります。

おそらくこれって期限が、いろんな措置が切れるたびにテーマになってくるということだと思いますので、できるだけ早目に、例えば、次の年はどんな玉があるのかとか、そういうことを整理なさって、できれば地方団体の方の意見、要望も聞いて、「わがまち特例」というせっかくの名前がありますので、どんどんこれに終わらないで拡大していただくとことについて期待したいと思っております。どうもご苦労様でした。

【碓井座長】 他に何かありますでしょうか。

ただいまの人羅委員のご発言にも含まれていたかもしれませんが、私ども、中間取りま
とめに至る過程において、こういう構想を発表して、それを地方団体からもバックアップ
といいますか、そういうふうになるとよいなという、そういう共通認識を持っていたかと
思います。

それから、今回、国土交通省のご意見も載っていますけれども、当然、国の各省として
は、それまで継続していた施策を実現するために、自立的な柔軟な税制ではなくて、むしろ
一律方式がいいなどという主張は当然予想されたわけなんですね。何か、この辺について、
事務局で、ここで披露できることがあれば、ご苦勞の過程など一端をお話しいただけ
ると有り難いのですが、いかがでしょうか。

【前田固定資産税課長】 苦勞話というか、私ども、先ほど資料に出ていましたとおり、
新築住宅特例の見直しということも候補に掲げたのですが、実際のところは、新築住宅特
例というのは、平成24年度が実は固定資産税評価替えの年に当たっておりまして、負担
調整措置の見直しのような大きな玉とセットでいろいろ議論しておりました。そもそも、
ここの資料にも出ていますとおり、わがまち特例導入とあわせて、現在の新築住宅特例と
いうのは、ご案内のように、自己居住の用に供してない賃貸の家屋みたいなものも全部特
例になっているので、これはいかなものかということで、もっと風呂敷を広げたところ
で議論を展開いたしました。ですから、新築住宅特例そのものの中でのわがまち特例とい
うのは、そこまで実は、国交省はもとより、非常に大きな特例ということもありまして、
現状維持ということで非常に頑張られたのですが、わがまち特例そのものについての議論
が深まったという感じはなかったところでございます。

ただ、今般、他に2つ入れたわけですが、そのときの感触的なものを申し上げますと、
各省庁にしてみると、何せ初めてのことなので、一体どういうものなのか。乗る方が得策
なのか、断る方が得策なのかという、そのあたりの腹の探り合いというのでしょうか、そ
ういったものがちょっと感じ取られたところでございます。

やっぱり地域性が発揮できるものが有り難いなということの中で、国交省から2件、ど
んなものかやってみましょうかという前向きの回答をいただきまして、今回、結びついた
ということなのですが、ある意味、1つの前例ができたというのは、先ほど申し上げたよ
うに、どんなものかよくわからないという意味での、その点の懸念というのは来年度以降
は払拭されるので、この2件をベースにしながら今後も頑張っていきたいとは思っており
ます。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。

他に何か。どうぞ。

【平嶋大臣官房審議官】 今回のことに関連しまして、実はわがまち特例の話の中で、党によっては、説明に行ったときに、税の根幹については国が決めるべきで、地方に委ねるということがいいのかという議論を、国会の議論とは別に、政党レベルではそういう議論もございました。先ほど言ったような国土交通省の反応もありまして、先ほど申し上げた、固定資産税で2つの事例が出てきているわけですが、この2つの事例に関しては、いずれも、例えば、都道府県知事が指定をするのですとか、市長が指定をするというような、別途、地方公共団体の行為があるものがあって、それでまた、その幅が認められているということで、そこは自主性・自立性との関係が非常に深いということで相手も乗りやすかったという面もあるのですが、最後のときに、今後の議論をまたお願いするわけですが、どういったものが、わがまち特例によりふさわしいのかとか、こういうことが考えられるのではないのかとか、そのときにまた問題になったことに、大臣配分資産だとなかなかやるのが難しいとか、いろんな問題も実は生まれておりますので、もう一度、この何回か後になると思いますが、わがまち特例の今後の姿と拡充方策についても、ぜひ、またこの場でご議論をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。

他にいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。また後で、時間が残りましたら戻らせていただくことにしたいと思いますますが、続きまして、検討項目の確認ということで、これはこの研究会、先ほどの中間取りまとめを公表した後、一旦休止しておりました。そこで、この研究会の検討項目につきまして再度確認いたしまして、今後の進め方等につきまして意見を交換したいと存じます。

それでは、市川企画官より検討項目につきましてご説明をお願いいたします。

【市川税務企画官】 それでは、資料2-1と資料2-2というものでご説明させていただきます。

まず、資料2-1でございますけれども、ここの1ページ目で、昨年、検討項目として設定しましたもののうち、昨年中に議論が最終的に取りまとめられなかったものも含めまして、手をつけてないものもございしますが、そういったものを一覧で並べております。残された検討項目としまして、自主的な判断の拡大といった分野におきましては、①としまして、法定税の法定任意税化・法定外税化の検討というのが1つ。2つ目としまして、制限

税率の見直し。3つ目としまして、地方団体の税率等の選択の自由拡大のための環境整備。
4つ目としまして、地方団体が自主的な取り組みを意欲的に進めるために必要な環境整備
といった4点の検討課題が残っておるといったところでございます。

それから、執行の責任の拡大という分野におきましては、⑤でございますけれども、これは
昨年研究会で、中間取りまとめで論点等につきましては検討していただいたところ
でございますけれども、引き続き今年度におきましても検討願いたいというものでござい
ますけれども、法定外税の新設・変更への関与の見直しといったものでございます。それ
から、6番目としまして、税務執行面における地方団体の責任といったものがござい
ます。

続きまして、2ページをご覧くださいいただければと思いますけれども、これらの検討項目ご
との現状と論点につきまして、簡単にまとめさせていただいております。これを説明させ
ていただきまして、先生方からご忌憚のない意見をいただきまして、次回以降、個別テーマ
をより深めていく中で参考にさせていただければと考えております。

まず、2ページ目でございますけれども、法定税の法定任意税化・法定外税化の検討と
いったものでございますが、(1)としまして、現状をまとめてございます。現状としまし
て、それぞれの税目がどういうものかというのをまとめております。法定税でございま
すけれども、法定税につきましては、地方税法、法律によりまして、徴収に要すべき経費が
徴収すべき税額に比して多額であると認められるもの、その他特別な事情があるものでな
い限り、法定税を課さなければならない。つまり、義務的に課さなければいけないと法定
されておるものでございます。

法定任意税でございますが、こちらは一方で、地方税法には定められておりますけれど
も、目的税として、地方団体が特別の目的の事業等に要する財政収入を確保するために、
その受益者に対して課税することができる税とされておるところでございます。

3つ目でございますが、法定外目的税というのをご紹介させていただきます。これにつ
きましては、住民の受益と負担の関係が明確になり、また、課税の選択の幅を広げるとの
観点から、それまでは法定外普通税しか制度的にはございませんでしたけれども、平成1
2年度に創設されたものでございます。

これらの論点として掲げておりますのが、1つが、これは23年度の税制改正大綱でも
書いてある話でございますけれども、税収が僅少な法定税や法定任意税をどう考えるかと
いったところ。もう一つでございますけれども、法定外目的税の制度が、先ほどご説明し
たように、平成12年度にできたところでございます。一方で、課税団体のない、または

少ない法定任意税、法定任意税は目的税でございますので、これを、例えば、地方税法の規律密度を下げるという観点から、地方税法上、廃止とか、そういったことをした場合に、法定外目的税といった方向性も考えられるのではないかとといった論点でございます。

これにつきまして、参考資料をご覧いただければと思いますが、資料2-2の3ページをご覧いただければと思います。資料2-2の表につきましては、左側が道府県税、右側が市町村税でございますけれども、これらにつきまして、それぞれの税収額、それぞれ道府県税、市町村税に占める比率というのを表にまとめたものでございます。こちらの比率で見ると、全体に占める割合が0.0%にも満たないような税目というのが幾つかあるというところが現状でございます。

4ページをご覧いただければと思いますが、4ページにつきましては、法定任意税につきまして、それぞれ現状、詳細をまとめさせていただいておるところでございます。法定任意税につきましては、都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税、国民健康保険税と5つの税目があるところでございます。それぞれ目的税として、目的が地方税法に定められておるところでございますが、課税団体につきましては、税目ごとにいろいろ差がございます。都市計画税につきましては656市町村、一番下の国民健康保険税につきましては1,511市町村が課税しておるところでございますが、一方で、真ん中の3つにつきましては、課税団体が無いもの、5市町村と少ない水利地益税、そういったところでございまして、これにつきまして、こういった現状をどう考えていくのかといったところが、1つ論点としてあるのではなかろうかと考えておるところでございます。

続きまして、先ほどの資料2-1に再度お戻りいただければと思います。資料2-1の3ページをご覧いただければと思います。冒頭で、昨年から設定されております論点を掲げさせていただいたところでございますけれども、2番、3番、4番につきましては、いずれも税率のあり方に関する話だろうということで、ここにつきましては、検討期間の都合等もございますので、まとめてご議論いただくのがよろしいのかなと考えておるところで、現状につきまして、まとめてご報告、ご説明させていただきます。

(1)の現状でございますけれども、一定税率、制限税率、標準税率という3つの地方税法上の税率の考え方につきまして、ここでまとめさせていただいております。

一定税率の説明でございますけれども、これにつきましては、法律上、1つの税率に定められておりました、その理由としましては、ここに書いてございますような特別徴収義務者の負担を軽減するという課税技術上の理由とか、多段階の消費課税であるという税の

性質という理由、それから、円滑な経済流通を阻害しないという理由、そういったところから一定税率が設定されているといったところでございます。

次の制限税率でございますけれども、制限税率につきましては、現状としましては、住民自らが負担を決定する性格が強い税目、個人住民税でございますけれども、それから、多数の納税者が幅広く納税する税、法定任意税の一部の税目につきましては、制限税率というのが設定されておらないといった現状でございます。

それから、標準税率でございますけれども、こちらは、標準税率の法律上の定義をそのまま書かせていただいております。法律上の定義としましては、地方団体が課税する場合に通常よるべき税率で、その財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率。それから、もう一つ、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率、こういった定義がされておるところでございます。

続きまして、4ページをご覧くださいと思います。これら税率設定のあり方に関します論点でございますけれども、1つ目が、課税自主権の拡大等に照らしまして、税率の設定を検討すべき税目はあるかどうか。それから、過去の改正によりまして、制度的には課税自主権の拡大といったものは進捗してきていると考えられますけれども、それが十分に活用されているのだろうか。活用されていないとすれば、その理由は何だろうかといったような論点を掲げさせていただいております。

税率の現状につきまして、参考資料でもう少し詳細にご説明させていただければと思います。参考資料2-2の6ページをご覧くださいと思います。6ページは、税目につきまして、税率の種類ごとに分類した一覧表でございます。一番上が一定税率のもの、真ん中が標準税率が設定されているもの、その中でも、制限税率があるもの、ないものといったものがございます。それから、任意税率で、制限税率があるもの、ないものといった、そういった区分がされておるところでございます。

続いて、参考資料、そのまま7ページをご覧くださいと思います。制限税率の現状でございます。これにつきましては表に書いてございますが、税率で設定されておるもの、標準税率の何倍というふうにされておるものがございますけれども、例えば、法人道府県民税、標準税率5%に対しまして6%と設定されておりまして、実質的には標準税率の1.2倍となっております。この標準税率との関係で申しますと、個人事業税の1.1倍というのが一番低く、自動車税、ゴルフ場利用税、軽自動車税といったところが1.5倍と一番高

くなっておるといったところでございます。

続いて8ページは、実際の超過課税、地方団体がどういった税目について何団体やっておるのかといったものをまとめたものでございます。それから、右の方では、超過課税の金額ベースの規模をまとめたものでございます。右側の下の方に書いてございますけれども、※のところを書いてございますが、地方税収に占める割合、超過課税による収入の割合というのが全体で1.36%。この超過課税のうち地方法人二税による超過課税というのが占める割合というのが87.2%になっておるとというのが現状でございます。

続きまして、9ページをご覧くださいただければと思います。こちらは超過課税とは逆に、標準税率未満で課税を行っている団体の例でございます。24年度、今年度で申しますと、愛知県名古屋市、沖縄県金武町といった2市町が標準税率未満での課税を行っているといった現状でございます。

10ページでございます。10ページにつきましては論点設定との関係でまとめさせていただいておりますけれども、税率設定の自由度の拡大というのが、平成10年の改正以来、逐次、制限税率を廃止したり緩和したり、そういったことをやってきておるところでございます。一方で、下の方で、「超過課税の導入状況」というのを見ていただきますと、先ほども見ていただきましたが、法人事業税などにつきましては、10年間で見ますと、1団体増加といった現状。真ん中の道府県民税の個人均等割につきましては、10年前はゼロ団体だったのが、22年度で申しますと30団体、超過課税をやっておるという現状でございます。ただ、全体で見ますと、金額的にはあまり変わっておらないという現状になっておるところでございます。

以上が税率関係の資料の説明でございます。

再度、資料2-1をご覧くださいただければと思います。資料2-1の5ページでございます。法定外税の新設・変更への関与の見直しという論点でございます。現状としまして書いてございますのは、これは法定外税の総務大臣の同意に係る手続につきまして、ごく簡単に書いておるものでございますが、①から③のこれらに該当すると認められる場合を除きまして、法定外税の新設・変更、そういったものの協議があったときには、総務大臣はこれに同意しなければならないといった制度になっておるところでございます。

要件としましては、①としまして、国・地方の課税標準と同じくし、かつ住民の負担が著しく過重となること。2つ目が、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。3点目が、国の経済施策に照らして適当でないこと、こういった3要件が設定されて

おるといのが現状でございます。

論点としましては、これは中間取りまとめでまとめていただいた方向性でございますけれども、手続面の関与の見直し。その中身としましては、現状の同意付き協議という国の関与の見直し。それから、関与を見直した場合に事後的な是正措置というのが必要なのかどうかといったところ。それから、先ほどご説明しました現状の3要件について、そういった要件面からの関与の見直し、そういったものが論点ではなからうかといったところでございます。

下に、中間取りまとめを抜粋しておりますけれども、昨年の中間取りまとめにおきましては、「関与の必要性は認めながら、これを縮小していくべきという意見が多く、本研究会としてはその方向で今後更に議論を進めていきたい」とまとめさせていただいております。論点の中身につきまして、先ほどの参考資料で簡単にご説明させていただければと思います。資料2-2の16ページをご覧くださいければと思います。

16ページ以降につきましては、中間取りまとめでまとめた内容につきまして、簡単に抜粋させていただいたものでございます。こちらの方で、手続面の関与につきまして、中間取りまとめでまとめた内容でございますけれども、1つ目、手続面の関与についてでございますけれども、この同意付き協議という関与の見直しにつきまして、まず、中間取りまとめで記載されておりますのが、検討の視点としまして、地域主権も推進する観点、手続に係るコスト、不適當な法定外税が設定されるリスクの最小化、そういった観点から今後検討をしていくべきではなからうかといったところをご意見としてございました。

それから、見直しの具体的な方法としまして、例えば、2つ目の同意不要の協議とすべきとする意見。3つ目の条件付きの同意を考えてもよいのではないかという意見。4つ目でございますが、法定外税の性格によって関与のあり方を変えるべき、そういった意見が中間取りまとめの中で出されておるところでございます。

続いて、17ページをご覧くださいければと思います。手続面の関与につきまして見直した場合の事後的な是正措置をどう考えるのかといったところで、中間取りまとめの中では、1つ目に、事後的な是正措置として行政的手続を重視する意見、それから、司法判断を重視する意見、双方あったところがございます。その他としましては、こういった要件を整備しても、なかなか訴訟というのは減らないのではなからうか、そういった意見もあったところがございます。

続きまして、18ページでございます。現在の同意の要件でございます3要件について

でございます。現在の不同意要件についてでございますけれども、先ほどご覧いただきました手続面の関与を縮小する場合は、要件につきまして明確化していくべきではないかといった意見。それから、3要件の中の1つでございます国の経済施策についてでございますけれども、これにつきましては、様々なご意見をいただいておりますが、1つ目としましては、今の国の経済施策に抵触するからこの条例は違法だという主張で、納税者が争うのはなかなか難しいのではなかろうか、納税者が訴訟を起こしやすくするという観点で要件を改めて検討する必要があるのではなかろうかという意見。それから、要件の意味がやはり不透明ではないか、国の利害と対立する法定外税について、総務省に不同意圧力がかかっているのではないかといった意見。それから、もう一方、違う側面からの意見としましては、「国の経済施策」という表現が拡大解釈されることが危惧されるとしても、要件の具体的な見直しを行うまでの必要な事実がまだ蓄積されていないのではないかと、そういった意見があったところでございます。

続きまして、19ページをご覧いただければと思います。要件面の見直しの方向性として、中間取りまとめの中で出されていた意見でございます。現状と比べまして廃止すべき要件とか新たな要件の追加、そういった観点からの意見でございます。

1つが、大きく住民や議会との関係等といったところで括らせていただいておりますが、その中で意見としましては、1つ目が、3要件の中の住民の負担が過重であるかどうかという1つ目の要件に関連する話でございますけれども、住民の負担については、住民や議会のコントロールが働くものであり、過重な負担であるか否かにつきまして国の判断を求める必要はないのではなかろうかといった意見。

一方で、この意見の流れの中で、専ら他の地方団体の住民に負担を求める法定外税、そういったものについては国の判断を求める必要があると考えられるけれども、そういったものが要件に入っていないのではないかと、そういった意見でございます。

それから、特定の者に負担が著しく偏るということは避けるための要件を設定すべきといった意見とか、あとは、一方で、法定外税の創設に至る各課税団体の事情、そういったものを踏まえる、尊重すべき観点からは、他の地方団体の住民に対する課税を抑止するための要件設定は慎重に考えるべきじゃないか、そういった意見がございました。

それから、現行の要件を廃止した場合であっても、同意に当たっては、国が地方団体に対して意見を述べるできないと解すべきではなくて、国から意見は言えるけれども、それを理由に不同意にすることはできない、そういった整理の仕方があるのではない

かといった意見があったところがございます。

法定外税につきまして資料の説明は以上でございますけれども、参考までに、最近、総務大臣が同意しました泉佐野市の報道資料につきまして、下の方に置かせていただいておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

続きまして、論点につきまして、引き続きご説明させていただきます。資料2-1の最後の論点につきまして、ご覧いただければと思います。6ページでございます。税務執行面における地方団体の責任でございますが、現状としてまとめさせていただいておりますけれども、税務調査でございますけれども、これにつきましては、地方税法上は、地方団体の徴税吏員につきましては、各税目ごとに定める質問検査権に基づきまして、納税義務者等に質問し、帳簿書類等、そういったものを検査することができるというふうにされておるところでございます。各地方団体が、これに基づきまして独自に調査を実施しているという現状がございます。

それから、収納状況でございますけれども、ほとんどが年度内に収納されておる状況でございます。平成22年度の滞納発生割合、これを金額ベースで見ますと、滞納は1.7%となっております。国税で見ますと、同じベースで見ますと0.6%といったところがございます。

それから、徴収の現状としまして、地方税の滞納の推移でございますけれども、地方税の滞納金額としましては、参考資料をご覧いただければと思いますけれども、参考資料の22ページをご覧いただければと思います。22ページが、地方税の滞納の発生状況、22年度といったところで区切ったものでございます。先ほどご説明させていただきましたように、滞納発生割合で見ますと、一番右下のところでございますが、これが1.7%になっておるといような現状でございます。

1枚おめくりいただきまして、23ページは滞納の残高でございます。これを棒グラフで表しておるものがございますけれども、平成19年度以降につきましては増加しておったところがございますけれども、平成22年度は減少しておるところでございます。特徴的なところで見られるのは、平成19年度の税源移譲後、個人住民税の滞納額が増加したといったところが見受けられるところがございます。こういったところが、地方税の徴収、税務執行面における現状でございます。

資料の説明は以上でございますが、もう一つ、資料で2-3というのを付けておりますが、これから先生方にいろいろご意見を賜ればと思っておりますけれども、今のところ、

事務局で今後の検討スケジュールについて、資料2-3のような形で、それぞれのテーマごとに、次回以降、検討を深めていただければと考えておるところでございます。

私からの説明は以上でございます。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問等がありましたら、お願いします。

なお、冒頭に、私もよく理解してないのですが、この研究会は、自らの土俵を自ら決定する自立性があるのか、それとも、最初に投げかけられた土俵の中でしか議論できないかという出発点の問題もありますが、そういうことも意識しながら、どうぞご発言をお願いいたします。

それでは、ご発言しにくいといけませんので、せつかく検討項目をそれぞれごとにご説明いただいたと思いますので、この薄い方の2-1でいきますと、2ページにございます「法定税の法定任意税化・法定外税化の検討」という見出しがついておりますが、その辺のことについて、まず伺いましょうか。

では、私から確認ですが、資料2-2の3ページを拝見していて、例えば、市町村税の中にある特別土地保有税ですが、これはもう、たそがれの税というか、そういうことになっているのでしたっけ。固定資産税課長。

【前田固定資産税課長】 執行が停止されている。

【碓井座長】 執行が停止されていますよね。そうすると、どういうふうに位置付けたらいいんですかね。たそがれの税って、そういう表現、よくないかもしれません。これは、何かがあれば、また復活することもあり得る、生き返るかもしれない。

【前田固定資産税課長】 もともと、ご案内のように、特別土地保有税、地価が高騰したときとか、そういうことを目的に導入された、まさに政策税制ということでもございますので、そういった必要が生じたら復活することも考えられなくもないという、あまり答えになってないかもしれませんが、まさにそういう意味で停止中ということだと思います。

【碓井座長】 そうしますと、これは数字が小さくなっていますけど、やや性質が違うということでしょうかね。

【前田固定資産税課長】 そうですね。まさに過年度分のものだけが入ってきている。

【碓井座長】 そうですね。数字的にはそれだけですもんね。

【前田固定資産税課長】 はい。

【碓井座長】 どうぞ、皆さんから他に。櫻井委員、どうぞ。

【櫻井委員】 単純な質問です。これ、論点に自ら挙がっちゃっているんですけども、課税自主権の活用状況の評価なんですけれども、これは、薄い方の紙だと4ページの論点にまさに挙がっていて、「課税自主権の拡大は進捗してきていると考えられるが、十分に活用されているか」ということなんですけど、当局としてはどういう評価をされているのかというのを、まず伺いたいんですよね。数字から言うと、活用されているという感じでもないと思うんですけど、そこはいかがでしょうか。

【碓井座長】 これはどなたにお伺いしたらいいんですかね。審議官、お願いします。

【平嶋大臣官房審議官】 これ、私どもの中でも統一的な見解があるというものではないので、何とも言いがたいところがあるのですが、量的に見て非常に多いかと思ったときに少なく見えているという面は、逆に言えば、法定税率の中で大きな課税標準がつかまえてしまっているという現状をどう思うかにもかかってくるところでございまして、そういったところで、余地が少ない中では活用しているという見方も可能ですし、あるいは、そういう余地をもっと広げるべきじゃないかという見方も可能だと思います。

そういう面で、活用について不十分だという意見もありますけれども、実際は、地方分権の中で、ご案内のとおり、法定外目的税制度が導入されて、その後に許可が協議付きの同意になってから、確かに件数は相当程度増えておりますので、そういう面では活用を探る動きはそれなりにあるということですが、税収面で見ると、逆に言うと、核燃料関係の税が非常に多かったりとか、いろんなことがございまして、法定外目的税を導入したときに、やっぱり税収を上げるのが目的なのか、政策税制として使えるのかという議論もあって、政策税制として使っておられるところも結構それなりにあると思いますので、人によって評価が異なるということではないかと思えます。

【櫻井委員】 ということは、税率のところ、制限税率を設けるか設けないかとか、あるいは、一定税率にしているものについて、より根本的な検討をする必要があるかどうかということにかかわってくるということで、その議論もしないと意味がないということではよろしいでしょうか。

【碓井座長】 これは審議官ですか、局長ですか。審議官、お願いします。いいですか。

【平嶋大臣官房審議官】 はい。

【櫻井委員】 じゃあ、それはやっていただくということでいいんですかね。

【碓井座長】 今の櫻井委員の問題提起は、例えば、一定税率のものについて、それを据え置くとか維持することが課税自主権の観点から望ましい、大丈夫かどうかという確認

が必要だと、そういうことですか。

【櫻井委員】 論理的にはそうなるので、それ、やりますかという問いかけなんですけど。

【平嶋大臣官房審議官】 つまり、一定税率をどの範囲内で実施していくべきかと。それとも、みんなやめちゃってもいいのかと。実際、現実には取引課税のものが多く、かなり厳しい面はあると思いますけれども、そのところは、どういうものは一定税率を維持すべきであって、どういうものは制限税率をどういう考え方で維持すべきであってというような考え方を整理しながらでないと、この問題は進まないということだろうと思います。

【碓井座長】 せっかく今、一定税率のことが取り上げられましたが、参考資料の6ページを見ますと、右側へ見ていって、利子割、配当割、株式等譲渡所得割、これはある意味で特別な趣旨からそうなっている。あとは、確かに、今お話のように、取引に関わるものが多い。地方消費税は独特の意味がある。そうすると、櫻井委員に伺っては何ですが、それぞれつぶしていくのもいいんですが、例えば、こう見たときに、一番検討してみる価値がありそうなのは、どんな税だという感じでしょうか。

【櫻井委員】 私、わからないですね。

【碓井座長】 事業所税が今、一定税率ということですかね。そういうことですね。市町村税課長。

【杉本市町村税課長】 杉本でございます。

事業所税はもともと昭和50年に導入されるときには、国税と平行にセットに導入されようとした経緯もありまして、一定税率から始まっておりますけれども、その際にも、一定税率にする1つの理由としましては、法人に対する課税ということで、法人に対する課税をあまり、要は、重くなり過ぎないようにということもありまして、当時の議論としては、ある意味、極めて小さめの税負担をいただくというような趣旨で、その頃、一定税率で導入がされているというような状況かと思っております。

【碓井座長】 そうしますと、今、法人関係の他の税では、標準税率と制限税率をセットにしたものが、今の表の下の方を見ますと、道府県民税なり市町村民税の法人分のところが登場してくるわけで、事業税は制限税率というわけで、そうすると、今の杉本課長のご説明からすると、横並びで、ひよっとすると検討してみる価値はあるかもしれない。櫻井委員の問題提起を受けると、事業所税は検討してみる価値があるかもしれない、こうい

うことになりましようかね。

他に皆様からありましたでしょうか。

今、既に薄い方の3ページ目の税率についての課税自主権の拡大の項目にも移っておりますので、そこらを含めまして、どうぞご質問やご意見を。井手委員、どうぞ。

【井手委員】 今、税率のお話がありましたので、順番は前後してしまうのかもしれませんが、同じく質問をさせていただきたいと思います。

さっきの、そもそも土俵に乗るのか乗らないのかというご指摘が非常に重要な気がしております。標準税率がそもそもファンクションするのかもしれないのかということ考えたときに、もともと起債制限、これは最近で言うと起債許可の話になると思いますけれども、それと交付税と、この2つがセットとなって、結局、自治体の税率が標準税率に収束していくという制度的な基盤があったと思うんですね。

わがまち特例の精神から言うと、これは減税だけではなくて増税もやっていいんですよということなのですが、事実上には何となく減税の方に向かうのかなというような危惧を多少持っておるのですが、それ以上に少し心配なのが、例の名古屋市のような問題ですよ。つまり、交付団体であったとしても、比較的財政力が豊かであって、一方で、じゃあ、標準税率以下の税率にしたときに起債できるのかと。これは、許可制だというときに、あれ、許可したんですよ。

【平嶋大臣官房審議官】 しました。

【井手委員】 と考えたときに、起債の可否は個別に検討はされるのだと思いますが、今後のケースを考えたときに、ああいう名古屋市のような事例というのは、今までの標準税率をファンクションさせてきた部分で言うと、交付税による規制も起債制限による規制も十分に作用しなくなっていくのかなというような心配を少し覚えるんですね。

2つあって、1つは、制限税率とか標準税率を全く設けてない国としてスウェーデンがあると思いますが、80年代、90年代の動きを見ていると、もう自治体の増税がすごかったし、国がとにかく増税の停止、緊縮を強行するというをやったり、大変な混乱を招いたということがあるように思います。

もう一方で、OECDの統計なんかを見ても、結局、課税自主権というときには、上位政府から与えられた、ある程度のレンジの中で動かせるようなものも課税自主権に含めているんですね。だから、そういうことを考えると、本来は、この議論の延長線上としても、標準税率をどうするんだとか、起債制限の問題とかをどうするんだという大きな

問題があるような気がするのですが、今の仕組みの中でどの程度レンジを広げていけるのかとか、それぞれの税目を個々に当てはめていけるかということが重要になってくるのかなというような感想を持っております。一応、方向性としてそういうふうを考えておるといふことでございます。

【碓井座長】 他に。どうぞ、石井委員。

【石井委員】 今回の標準税率とか制限税率の問題ですけれども、結局、国、中央政府というのは何をやるのかということなのですが、やっぱりその中の重要な政策として、経済政策なり、国全体の財政政策、租税政策、あるいは、国土全体をある程度バランスとって発展させるとか、そういうものは当然あるのだと思うんですね。それから、もちろん義務教育だとか、高齢者になれば一定の年金給付だとか医療給付をするとか、そういう給付だとか社会資本整備だとか経済政策、いろんなことを考えて、やっぱり中央政府が税制の面で、この部分は国税にしよう、この部分は地方税にしよう、その中でも、例えば、法人を例にとれば、諸外国、今、法人関係税、むしろこの10年はどんどん下げる方向になっていますから、国際競争力を維持しようとするれば、ある程度、現状維持なのか、少なくとも、これよりもっと法人税を上げていくという流れではないと思うんですね。むしろ、下げていこうかと。一方、消費課税は、国際的に見ると、率直に言って、国際比較すると低いから、やっぱり拡充していくという方向になるんですね。

そういう大きな方向性というのは、国会の場で大いに議論してもらって、やっぱり法律で決めることなのかなという気がするんですね。その中に、仮に法人の負担というのは、国際的なバランスとか、あるいは我が国の産業界の現状から見て、この程度が望ましいとしたときに、じゃあ、それを国税と地方税でどう負担するのかと。むしろ、地方の法人課税はもっと少なくてもいいのではないかと、いろいろ議論があるのだと思うのです。ですから、標準税率という言葉を使うかどうかは別にして、そういうものがやっぱり要るのかなという気がしております。

同時に、かといって、一方で地方分権ということもありますので、もちろんある程度の自由度を認めるということで、現状でも一定の制限税率は設けてはいますが、その幅では超過課税も認めているわけで、例えば、さっき、名古屋の例が出ましたけれども、交付団体でも、交付税をもらっていても、ある程度豊かなところは、少し行革などもやって、減税する余地がまだあるのかもしれませんが、例えば、富山県なんかの現状を見ると、富山県というのは、私が言うのも何ですけれども、市町村を含めて、基本的には非常に堅実

でまじめな市町村が圧倒的だと思うのですけれども、そこでどうなっているかというところ、やっぱり、法人税割は全部制限税率まで一応いただいているんですよね、法人税割は。

一方で、固定資産税なんか見ると、標準税率でやっているところは、率直に言うと、税収が割り合い豊かな市。そして、固定資産税、これも上乘せしてやっているのは、明らかに財政力が厳しい団体。ですから、今の制度のもとでも、各市町村、都道府県も含めて、住民負担なり法人の負担もどの辺が適正かというのを念頭に置きつつ、横並びも見てやっているということなので、やっぱり全く自由に好きにしろということはどうかなという気がしますね。ただ、なるべく幅を広げていただきたいというのは1つであります。

それから、いろんな論点、話があるのでちょっと錯綜しますけれども、先ほどお話に出た、例えば、共同施設税とか宅地開発税とか水利地益税とか、そういう課税実績が非常に少ないとか、もう既にないというようなものは、これは必ずしも地方税法で法定で書いておく必要がないとも言えるので、分権の時代だから、いっそ廃止をして、しかし、いろんな事情でぜひかけたいところは、まさに法定外税としてやればいけないかというような気がいたしております。

それから、ちょっと、これ、どうしますかね。これで話していると、どんどんあれになります、とりあえず、ここだけにしますか。

【碓井座長】 じゃあ、そこで切ってください。

今、税率あたりまでのところですが、他に皆様から。人羅委員、どうぞ。

【人羅委員】 私もこのスケジュールを見て、9回目の税率についての課税自主権というのがどういう意識としての議論なのかなというのをちょっと思ったのですけれども、櫻井委員がおっしゃったように、一定税率のところポイントを絞るとか、そういったことならば理解できると思いました。おそらく制限税率とかの話になると、超過課税は、自治体はのびのびと、かなり自由度高くやっつけらっしゃるという印象を持っていますし、減税にしても、そんなにできるかというところ、たしか、ある程度行革効果を出さないと起債も認めないというふうには総務省が対応していると思っておりますので、あまり議論の余地が、今、具体的にどこまであるのかなという印象は持ったものですので、何かしら、そういうポイントを絞られればいいのかないかなと思いました。

【碓井座長】 他にいかがでしょう。

じゃあ、ちょっと私から。私、先ほど、「土俵」という言葉を申し上げてしまったのですが、今日、午前中、地方制度調査会の小委員会がございまして、いろいろな検討課題を、

大都市制度についての検討課題を出し合ったのですが、今後どういう議論が進むかわかりませんが、例えば、今、政令指定都市は通常の県がやっている行政の一定部分は受け持っている。にもかかわらず、それに見合う税源というものを租税制度の上で持っているわけではないというご指摘もありますね。そうすると、この税率絡みでいきますと、今後、まさに自主性ということになります。都道府県と、今、「大都市」とあえて呼んでおきますが、今の政令指定都市が全部入るのか、それよりももっと絞られたものになるのか、あるいは、もっと広がる、中核市まで含めて、そういうバリエーションはあり得ると思いますが、そういう中で、個別の道府県と大都市との協議によって税を譲り渡すというか、そういう弾力性を地方税制度の上で認めるかというようなことも、ひょっとして課題になるのかなという気がいたします。これは今日、地方制度調査会の小委員会の席上で岡崎自治税務局長にも、いろいろなデータ等について、今後、ご協力お願いしますと申し上げたところですが、そういうところの議論の進み具合によっては、この研究会でやる必要があるかどうかはともかくとして、問題としては急浮上してくる可能性がなきにしもあらずということをお願いしておきたいと思っております。

他に、何かございますでしょうか。

それでは、その次の、いよいよ法定外税のところですね。これはもう既に、例えば、先ほど来の、あまり課税実績のないものについては、あちらを廃止して、法定任意税を廃止してこちらにという、そういう含みのことも当然ありますが、それはそれとして、新設・変更への関与の見直しについてということでございます。皆様から、ご意見等。石井委員どうぞ。

【石井委員】 法定外税、私も以前、役所で審査するような立場でいたこともありますので、その後、知事という立場になりました。よその県の事例でいろいろご相談にあずかったりすることもあったものですから、非常に感じるのは、分権の時代ですから、自由度を高めるということはもちろん、うまくそういうふうにできればいいと思うのですが、やっぱりすごく大切なことは、住民一般に対して課税するというほうは、これは有権者に対して課税するわけですから、自ずからそこに民主的なコントロールが働いて、とんでもなく税を重くするということはほとんど考えにくいし、住民が逆に納得しているのなら、それでいいじゃないかということにもなるわけですね。

ただ、問題なのは、やっぱり特定の法人とか、あるいは、かつて馬券税というのがありました。特殊なものについて、住民一般じゃなくて、特定の分野、特定の法人、あるい

は、よその人とか、観光税もそういう面がありましたよね、ホテル税というか。そういうものは有権者の負担が直に増えないから、地方議会の条例で可決すればいいじゃないかと言っても、本当にそれでいいのかという問題があって、これはやっぱり全国的な見地、国全体を考える立場から、何らかの関与がないということになると、そうすると、不満があれば司法の場で解決すればいいじゃないかという議論も当然あるのですけれども、ちょっと時間がかかるとか、裁判官も、行政裁判所があるといいのですが、必ずしも皆さん、税制にそう精通されてもいないので、やっぱりある程度、この法律で、緩和するというか、なるべく自由度を高めるところは高めながらも、今言った特定の分野、あるいは特定の法人とか、そういう民主的コントロールが効きにくいところは、しかも、国全体から、これはどうかなというようなものは、何らかのチェックなり制限があった方がいいのかなと、国全体のことを考えると。

ただし、問題は、今の規定ですと、例えば、国の経済施策に照らして適当でないというのがありますね、同意要件で。これは非常にあいまいな規定で、もう少し要件を、実際実務をおやりになる方は苦労があると思いますが、今までも事例が積み重なって、数が少ないとはいえ出てきていますから、少なくともこういうものはだめなんだよというところをもう少し明確にさせていただいてはどうかと。

そういう問題があまりない、有権者の民主的コントロールが効くような態様のものは、できるだけ国の関与は減らしていくというようなことで考えるのではなからうかと思っております。

【碓井座長】 どうもありがとうございます。

それでは、先ほど、泉佐野市の空港連絡橋利用税という資料をお配りいただきました。これ、事務局から簡単にご説明いただけますか。今の石井委員の問題提起に答えている部分も、ひょっとしてあるかもしれません。よろしく願いいたします。

【市川税務企画官】 後からお配りいたしました「報道資料」と左上に書いてある資料でございますけれども、大阪府の泉佐野市から、今年の9月30日に法定外普通税の協議が総務大臣に出されたところでございます。

その概要としまして、下の2に書いてございますが、税目としましては、空港連絡橋利用税と申しまして、泉佐野市側から関西国際空港へ橋がございまして、有料道路でございますけれども、有料道路を利用して、通行して、空港を利用する行為、これを課税客体としております。

税率につきましては、通行する回数1往復につきまして100円という税率でございます。徴収方法につきましては、真ん中辺でございますけれども、特別徴収ということで、料金を徴収しておりますNEXCO西日本を想定していると聞いておりますけれども、連絡橋の通行料金を収受する者に特別徴収させるといったところでございます。

収入見込額としましては、平年度3億円を見込んでおるといったところ。それから、課税を行う期間としては5年間といったところを考慮しておるといったところでございます。

具体的に法定外税の要件との関係で申しますと、5ページに地方財政審議会の議事要旨をまとめております。法定外税につきましては、制度的に、総務大臣が同意する際に地方財政審議会の意見を聞くことになっておりまして、地方財政審議会の意見を踏まえまして、先般、同意したところでございますが、地方財政審議会の意見の概要がこちらでございます。それぞれの要件、3要件につきまして、地方財政審議会でご検討していただいたところでございます。

要旨の主な内容といったところをご覧いただければと思いますけれども、1つ目の○が3要件のうちの1番目、国税、地方税と課税標準を同じくし、かつ住民の負担が著しく過重になるかどうかといった要件でございますけれども、この要件につきましては、もともと課税標準が同じものがないといったところ、税額につきましても100円と少額でございますので、住民の負担が著しく過重となるとは言えないのではなかろうかといったところでございます。

2つ目が、3要件の2号要件でございますけれども、物の流通に重大な支障を与えるかどうか、影響を与えるかどうかといった観点でございますけれども、2つ目の○に書いてございますけれども、空港連絡橋の通行料金につきましては、平成16年度に実証実験が行われておるところでございます。通行料金を上げ下げした場合に通行量が変わるのかどうかといった実証実験をやった結果がございまして、その実証実験を見ますと、利用料金はいろいろあるのですけれども、一般車両で200円ほど上げ下げした場合に通行量がそれほど変わらなかったというような実証実験の結果が出ておるところでございまして、こういう実証実験の結果を踏まえると、今回の空港連絡橋利用税が税額100円と少額でございますので、空港連絡橋の通行量に重大なマイナスの影響が生じるものではないと考えられるのではないかと。よって、2号要件には該当しないと考えられるのではないかとというのが2つ目の○でございます。

3つ目の○以降につきましては、3号要件の国の経済施策に照らして適当でないのかど

うかといったところで、国の経済施策につきまして関係者から幾つか、国の経済施策として考えられるのではなかろうかといった意見が出されたものにつきまして、それぞれ検討しておるところでございます。

最初の国の経済施策としましては、3つ目の○の3行目のところに書いてございますが、関西国際空港へのアクセス機能の改善・強化といった施策、これにつきまして、地方財政審議会としましては、国の経済施策に該当するかどうかといったところにつきましては、この中では判断しておらないのですけれども、これが仮に国の経済施策に該当するとしても、先ほど申しました実証実験の結果、こういったものを見れば、今回の利用税による1000円という追加負担が、関西国際空港へのアクセスに重要な影響を与えるとは認められないのではないかといたるところでございます。

次の4つ目の○につきましては、国の経済施策の2つ目の観点でございますけれども、道路無料公開の原則といったものがございます。道路無料公開の原則のもとで、有料道路制度等においてのみ課金を認めているという国の経済施策、これについて適当でないかどうかといったところでございますけれども、これにつきましても、これが国の経済施策に該当するかどうかといった判断はしておらないのですけれども、該当するとしても、4行目のところからでございますけれども、今回の利用税につきましては、道路無料公開原則の例外として既に料金が課されている空港連絡橋の利用について1000円という少額の税を課するものでございますので、これが施策に重要な影響を与えるといったところまでは言えないのではないかといたるところでございます。

続きまして6ページでございますけれども、6ページの最初の○でございますが、これにつきましては、3つ目の国の経済施策についての判断でございます。3つ目の国の経済施策というのが、これにつきましては、4行目の後ろの方から、「したがって」あたりに書いてございますが、旧道路関係4公団から承継した債務等の法定期間内の償還といった施策でございます。これにつきまして、関係者からは、冒頭に戻りますけれども、他の地方団体へ波及することによって法定期間内の償還が難しくなるのではないかと、そういった主張がなされたところがございますけれども、これにつきましては、こういった他の地方団体へ波及するという波及の程度について、合理的な見込みというものに基づき判断する必要があると考えられるのだけれども、これを合理的に見込むというのは困難であろう。その影響というのは、必ずしも明らかではない。したがって、旧道路関係4公団から承継した債務等の法定期間内の償還という施策が国の経済施策に該当するとしても、該当するか

どうかという判断はしておらないのですけれども、仮に該当するとしても、合理的な見込みというのができない以上、これに照らして適当でないということまでは言えないのではなからうか。利用税が施策に重要な影響を与えることが明らかと行ったところまでは言えないのではないかと行ったところで、関係者から主張された国の経済施策に重要な影響を与えるかどうかといった3点につきまして、いずれも否定しておるといったところでございます。

結果としまして、法定外税の導入に関します3要件について、いずれも該当しないと考えられることから、今回につきましては、地方税法の規定に基づきまして同意することが適当ではないか、そういった意見が地財審から出されたところでございまして、この意見を受けまして、総務大臣としまして同意をさせていただいたと行ったところでございます。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。大変参考になる事例かと存じます。引き続き、法定外税の新設・変更に関する関与等につきまして、委員の皆様からご意見等いただければと思います。

櫻井委員、どうぞ。

【櫻井委員】 今のご説明の感想めいた話からなんですけれども、結局、泉佐野市のケースというのは、国の経済施策というところでは切れないという。何でも関連しそうだし、関連するとも言えるし関連しないとも言えるしというようなところで、道具、概念としての切れ味は非常に悪いということなんだと思うんですね。結局、金額が100円であるということ等から重要な影響は与えないということで、適当でないというところに導いているので、個別案件の具体的な結論としては、まあ、そんなところかなということだと思いますけれども、それ、かなり常識的な話で、法律要件としては、やっぱりちょっと厳しいですね。だから、こういうのが先例としてどのぐらい意味が、理屈としてあるのかということもありますけれども、全体として、やっぱり税金の話で、しかも、要件が、1号も2号も3号もそうだと思うんですけれども、非常に不明確というか、抽象的に過ぎるというところはあって、やっぱり予測可能性を与えるということが重要なので、ある程度、経験値みたいなことも入ってくるんだろう。それは排除するものではないんですけれども、これだと結局、リスクを全部自治体側で負って、発案者の側で負わなきゃいけないという仕組みなので、そこは一定改善する余地は、ないということは絶対ないので、もう少しブレクダウンしていただけるとよろしいのではないかと思います。

もう一点は、前回、去年でしたっけ、昨年度議論したときに、事前か事後かという話がありまして、参考資料の17ページですけれども、事後的な是正措置のところ、これ、中間報告で最終的にどういうふうになっていたか記憶ないんですが、行政的な手続を重視するか、司法判断を重視するかという議論があったかと思えますけれども、これは別に併存するので、私、前置は反対ですけれども、要するに、両方あり得るところで対応していただけないかなと思いますし、先ほど、裁判所の問題、少し出ましたけれども、やっぱり司法判断ってかなり中身に入れないんですね。じゃあ、具体的に、本当に入っているのかと見ると、結局、ブラックボックスみたいなところで、論理が突然飛んで結論に至るところが私は多いように思いますので、そういう意味で、行政手続というものをちゃんとかませた上で事後手続を整理するのであれば、それと併存する形で司法判断、これは裁判を受ける権利というか、それもありますので、法治主義ですから、最終的にはその担保というのは外せないといえ外せなくて、それはそれとして、最低ラインとしてあるということ为前提に、行政手続の方を重点化していくということが有意義な改正になるのではないかと考えております。

以上です。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。

他にいかがでございましょうか。人羅委員、どうぞ。

【人羅委員】 私は、泉佐野で同意したというのは、法定外税の歴史においてかなり画期的なことじゃないかと思っているのですけれども。取材する側の私の感じとしては、これ、同意しないんじゃないかなと実は思っています、これは②、③、見ようによってはやっぱりじゃないかという議論も多分、論じる角度によってはあるんじゃないかなという気がしたわけですね。逆に言うと、これがオーケーと言うのなら、かなりストライクゾーンは広いんだねというメッセージは、かなり自治体に伝わったと私は思っています。

そうすると、逆に言うと、同意制でももうそんなに支障にはならないのではないかという議論もひょっとするとあるのかもしれませんが、この決定を踏まえて考えると、やっぱり私は同意抜き協議でいいのではないかと考えているのですけれども、ある意味、これで、今の総務省の基準でもうだめと言うのだったら、これはかなり極端な法定外税みたいなケースになるのではないかという気はちょっとしました。

そうすると、逆に言うと、同意抜き協議という形で、ある程度収まっていく可能性があるのではないかと。もし、それですごく問題あるものについては何らかの警告を発すると。

更に、ある程度、櫻井さんがおっしゃったような基準を設けるという形で、何かいけるような構えを国のほうも見せたのかなという気がちょっとしておりました。

ただ、1つ、私が思っていたのは、泉佐野の場合には固定資産税がとられちゃったという特殊事情があったと思うんですよ、法定外税ができる経緯で。だから、その特殊要因があつて、ある程度こういう結論に影響したのかなという点はちょっと気になるところだったのですが、そこをちょっと確認したいなと思いました。

【碓井座長】 確認というのは、この場での確認ですか。

【人羅委員】 はい。

【碓井座長】 これはどなたでしょうか。審議官。

【平嶋大臣官房審議官】 情状の面でそういうのがあったのかということだと思っておりますが、同意の要件に入っておりませんので、そのことを実質的に考慮するということは総務大臣には許されてないのではないかと思います。

ただ、議論の中では相当程度、地方財政審議会で、実は国土交通省からと泉佐野市からと両方から意見聴取をした場面がございました。その場面において、両者の間で、やっぱりその問題も含めて話し合いが足りないのではないかとということを地方財政審議会から指摘をされまして、それを踏まえて、私どもから、国土交通省と泉佐野市で1回話し合いをしてくれということをお願いしたという経緯がございます。ただ、最後の判断のところでは、それは法律に書いてありませんので、そのことは考慮はできないということだと思います。

【碓井座長】 どうもありがとうございます。

先ほどの櫻井委員のご発言の中で、「予測可能性」という言葉が出てまいりまして、今後、仮に現行のような関与を維持するとした場合に、果たして地方公共団体、創設なり何なりを考える地方団体にとって予測可能性のあるものになっているかどうかという点は検討の必要があつて、うまくガイドラインが作れるかどうかわかりませんが、何か改善策というのでも検討する必要があるかもしれませんね。

それから、今回、こうやって地方財政審議会の議論の内容を拝見することは大変有り難いのですが、おそらく今までもそれぞれ地方財政審議会にはかけているわけで、最近のものについて、どういう経緯があつて同意、不同意が。不同意は例の横浜市の馬券税のケースがあつたわけですが、そういったものも審議のときには、もし差しつかえなければ、資料として拝見できると参考になるかと思います。

他に、どうぞご発言ありますでしょうか。

それでは、また戻るべしということで、薄い方でいくと6ページ目のところに、「税務執行面における地方団体の責任」という項目が掲げられております。この点についての皆様のご意見等を伺えればと存じますが。

櫻井委員、どうぞ。

【櫻井委員】 私は、この「税務執行面における地方団体の責任」という論点をぜひやってほしいと申し上げていたんですけれども、依然としてあんまり重きが置かれてないのかなという感じもしますが、税務調査の話は出ていますけれども、本当にどのぐらいやっているのかというのは、どのぐらい調査されて、どのぐらいのエビデンスをお持ちなのかというのを教えていただきたいんですね。

それで、更に犯則調査もできますよね。それは実例があるのかどうか。

それから、収納状況については、これは出していただいた数字ですと1.7%ということで、額で見ると、少し感覚的には違うんですけれども、皆さん、非常に納税意識が高いのか、ちゃんと払っているのかなという感じはしますが、他方で、滞納処分はどのぐらいされているのかとかいう問題があり、かつ税金をかけるときに、平成22年の最高裁で、固定資産税の冷凍倉庫のケースがありましたけれども、ああいう事例を見てみますと、むしろ過大な課税をしているというようなケースが、まさに最高裁まで争われてあって、何十年来の積み重ねの中で。それで、さかのぼって国家賠償が認められるというようなことから推測すると、かなり徴収が適正にされていないケースといたしますか、というものはやはりあるのではないかと思うので、そのあたりは今回の統計に何かしら反映されているのかどうか、調査されたのかどうかということをお伺いしたいと思います。

碓井先生はご存じかもしれませんけれども、やっぱりあの固定資産税のケースは影響が非常に大きくて、公定力の問題もありますけれども、どこまでさかのぼれるのかという話もあるし、それから、全国津々浦々でそういう訴訟案件になるということですので、非常に影響が大きいと思うんですね。課税徴収面も含めて、適正にやっておりますという建前がちよっと崩れかかっているようにも見えまして、そのあたり、問題意識があればお伺いしたいというところでございます。

【碓井座長】 今、櫻井委員の発言は質問を含んでいると思いますが、これは総務省のどなたか。

【平嶋大臣官房審議官】 税目によって違いますので、それぞれ。

【碓井座長】 市町村税課長ですかね、調査をやっている課って第一に想定されるのは。

【杉本市町村税課長】 税務調査の関係、今まさにおっしゃられるとおりで、いろんな場面で税務調査を行っているというのは伺っております、例えば、個人住民税の関係であれば、もちろん、まず国税から法定調書なんかを取り寄せて、賦課までの間にそういったものを、所得の名寄せなんかを行っているというところもございまして、その後、5月、6月に賦課を終えた後に、住民基本台帳なんかを見ながら、扶養の関係が適正にされているかということ調べたりとか、全く申告のない人、給与支払報告書なんかも出てこない、言ってみれば所得がゼロという形になっているような方でも、そこでちゃんと生活されている実態があれば、一体どこで所得を得ているのかということで聞き取りを行って、臨戸に行ったりというようなこともされたりもしております。

ただ、今、手元に実際の件数等は持ち合わせておりませんが、そういったことについても現場では相当行われておりますので、その辺は、後日、ご説明させていただければと思います。

【碓井座長】 固定資産税課長、どうぞ。

【櫻井委員】 犯則調査は。

【前田固定資産税課長】 所管外になりますが、犯則調査、私の承知している限りは、軽油引取税はかなり行われているのではないかなという認識を持っています。相当悪質な形で免税軽油とかを利用するとか、そういったもので告発というものに至っているケースもあったのではないかと考えています。

固定資産税固有の話で申し上げますと、ご指摘のあったような冷凍倉庫ですね。問題としては、家屋の評価、これがちゃんとなされているのかどうなのかということに、徴収というよりは、そういうことになるのではないかと考えております。私どもも、いろいろなところから、冷凍倉庫に限らず、やっぱり家屋の評価というので、正直、私の印象でも複雑で難しい部分もございまして、評価上、適当なのかどうなのか、妥当なのかというような問題を受けることがいろいろなツールでございます。実は昨年も、某テレビ番組でも家屋の評価の問題について取り上げられたということもございまして、今、もう退席されましたが、川端大臣からも、しっかりその辺がどうなっているのかを実態調査しろというご指示もいただきまして、現在、その辺の全国的な状況がどうなっているのかというのを調査している最中でございます。

いつの段階で取りまとまるのかということについては、現段階ではめどを申し上げられ

る状況ではないのですが。と申しますのも、団体のほうから返ってきた調査結果を見て、内容をいろいろ確認してみないと、具体的にどういうものなのかというのは把握できないのではないかと感じておりました、単純に調査票を投げて、返ってきて、ホチキスでとめて終わりというわけにもいかない事柄なのかなと思っていますが、なるべく早くそういったものを取りまとめて、今後の施策の展開に生かせるよう取り組んでいきたいと思っています。

【碓井座長】 都道府県税課長に伺わないといけませんね。

【濱田都道府県税課長】 私も、ただいま数字的なものはすぐ出ませんので、私自身で感じているところでの、とりあえずお答えをさせていただきますと、今、ちょっと話もありましたが、軽油引取税に関しましては、これは国の税体系とはまた別に、まさしく地方税固有の体系の中で動いているということもありまして、免税軽油の不正使用ですとか、あるいは灯油なんかを混入させてという不正軽油の摘発、取り締まりというのは、警察等々の関係省庁とも相当連絡をとって、かつ我々の方もいろいろお声がけをいたしまして、各県でそういう体制をとって、ある時期、一斉に路上の調査をやるというような取り組みも含めまして、件数的にはかなり多くやっているということはあろうかと思えます。少し定量的なものが、今、手元にございませんで、また後日、ご報告できればと思います。

それに比べますと、私自身で所管しております法人関係につきましては、これも印象論で恐縮でございますが、もちろん都道府県等で独自の取り組みをやって、税務調査、告発等の事例があるにはあると思えますけれども、これ、どちらかといいますと、国税のほうでも相当動いておられて、所得計算という面では、ある意味、お互い結果を融通し合える関係にもあることもあろうかと思えますが、軽油など、地方独自の税目でやっているのに比べると、少なくともプレゼンスの問題としては、国税に比べるとあまり大きく出てきてはいないというのは確かだと思えます。数字的なものは、少し確認をさせていただきたいと思えます。

【碓井座長】 どうぞ、市町村税課長。

【杉本市町村税課長】 1つ、数字の関係で、詳細は後日ということになりますけれども、先日調査したところでは、例えば、個人住民税の所得割で、所得の把握漏れですとか、扶養の是正というか、扶養が間違っていたというようなことについて最近調査したところでは、年間で63万件ぐらいの、全体で5,470万人ぐらいの納税義務者がおりますが、それに対して1年で63万件ぐらい、扶養の是正等を行っているという統計もございませ

たので、それなりに調査も行っているのかなと思っております。

【碓井座長】 今議論されている中で、個人住民税について申しますと、今、一体改革の関連法案の中に入っているマイナンバーですか、それが制度化されると、本当にどうなるか、私はわかりませんが、ある程度改善されるという期待が込められているでしょうね。そういうふう理解していいんでしょうね。だめなんですか。

市町村税課長。

【杉本市町村税課長】 もちろん精度も高まると思いますし、効率性が高まるということでもあると思います。正直申し上げますと、今、住民税は結構、今の段階でも、3月までに確定申告等が行われたり、1月に給与支払報告書とか公的年金の支払報告書とか、いろんな法定調書を集めたものを3月から5月の間に名寄せ等の作業を行っております、この段階でも紙ベースで一生懸命突合しておりますので、相当程度、もう既に、そういう意味では、課税データの突合、名寄せはされているとは認識しておりますが、やはり全く違うところで、住所地のところで給与を得ていたりとか、それから、たまたま居所を書いたものが法定調書としてそこに提出されているようなときには、名寄せができてないことも考えられますので、そういう意味では、課税ベースが広がるという可能性はあるとは認識しております。

【碓井座長】 他に。どうぞ、石井委員。

【石井委員】 住民税、特に地方税の滞納のこの表を見ますと、道府県民税の所得割が2.6%、市町村民税の所得割が2.4%、全税目を入れると1.7%ですけれども、こういう数字をご覧になると、本当に地方は真剣にやっているのかと、ひょっとして思っておられるかもしれませんが、富山県なんかの事例で言いますと、随分市町村も熱心にやっていますけれども、やっぱりどうしても基礎的自治体は住民に身近なものですから、差押えとかなんとかとなってくると、慣れてないとか、あるいは、ちょっとやりにくいというような、心情的にそういうようなことがある場合があると。そこで県の方で、あくまで市町村のご希望ですけれども、そういう場合には県の税務職員を派遣して、一緒になって差押えをやったり、もちろん、いろんな課税、賦課徴収的なことを整理するようなことをやっています、かなり成果が上がってしまっていて、富山県ではそうした仕組みを作りましたので、現状でも個人県民税98.3%の徴収率ですから、全税目を合わせたぐらいに今なっていると。ですから、更にそういう努力を、全国的にも、よその県もやってくださっているんじゃないかと思いますが、努力したいと思います。

同時に、さっきお話も出ましたが、やっぱり国税と少し違いがありますのは、国税は、まずは累進税率で、たくさんお金のある人から取る金額が大きいわけですね。地方税は、比例税率で低所得層の負担が重いか、それから、所得税は現年課税ですけれども、住民税は過年度課税になるので、かけようと思ったときに、もう資産がなくなったりとか、そういうことがあるものですから、所得税に比べると、多少そういう点は不利な面があるといったこともご理解いただきたいと思いますが、しかし、いずれにしても、税務執行、責任を持ってやらなくちゃいかん、そういうことは富山県に限らず、全国知事会としても努力をしていきたい、こういうふうに思っております。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。

他にいかがでしょう。

この不動産取得税、こんなに滞納発生割合があるというのは、何か理由がある。総務省のどなたに伺えばいいですか。審議官ですか。やっぱり都府県税課長ですか。お願いします。

【濱田都道府県税課長】 直ちに思いつきませんが、中身をよく調べて、また後日、ご報告をしたいと思います。

【碓井座長】 他に、「税務執行面における地方団体の責任」の項目について、質問も含めてご発言ありますでしょうか。どうぞ、櫻井委員。

【櫻井委員】 広い意味では執行の概念に入ってくると思うんですけども、不服申立てのあり方ですね。実態と制度的な課題というのはぜひ入れていただきたいなど。土台の話かもしれませんが、やっぱりそこは入るんだろうと思いますので、ご検討いただければと思います。

【碓井座長】 すみません、もう一度。

【櫻井委員】 固定資産評価委員会とか、不服申立ての手續等もごございますよね。そういうものの実態がどうで、課題がどうで、制度的にはどういう改善すべき点があるのかというような議論も、ぜひ話題に加えていただけるとよろしいかと思えます。

【碓井座長】 これは、ひょっとして櫻井委員はもう十分検討を経ていて、なおかつ、ご存じの上で質問というか、検討をお願いしているような気がしないでもないのですが、何か、この際、ご議論されることありませんか。

【櫻井委員】 だって、一般的に地方の問題って、ちょっとバリアがかかっちゃうので、固有の議論をしていかないと非常にやりにくいんですね。国からのアプローチというのが

やりにくいところがあるので、地方の視点から見てどうかということで、担当、所管のセクションのほうにやっていただきたいということです。

【碓井座長】 他にいかがでございましょう。

それでは、別に項目を分けずに、全体について、なおご発言がありましたら伺いたいと思います。石井委員、どうぞ。

【石井委員】 先ほど、わがまち特例のところ、何か質問はおっしゃったように思ったので遠慮したんですけれども、先ほど、座長が取りまとめ的なご発言がありましたから、ちょっとダブりますが、この研究会としては中間取りまとめの段階で、早速、法改正していただいた。特に研究会で、私からもお願いしましたが、税負担の軽減の程度とか、あるいは軽減の期間なんかについては、委任の程度がわかりやすいけれども、いろんな軽減の条件なんかをあまり委任し過ぎると、課税対象があいまいになって、法定税と法定外税との関係もはっきりしなくなるのではないかというようなことも申し上げましたけれども、今回、そうした意見も生かしていただいた法改正を早速やっていただいたことについては敬意を表したいと思います。

とりあえず2例ということですが、他に何か適当なものがないか、これはまた、他の県にも照会するなりして、また地方としての適当なものがあれば、ご意見も申し上げたい、こんなふうに思っております。

【碓井座長】 他にございますでしょうか。どうぞ、井手委員。

【井手委員】 最初の話に戻ってしまって恐縮ですが、さっき、人羅委員から名古屋の話、行革の効果を検証するというのも一応盛り込まれているというお話があって、それはそれとしてよくわかるんですね。ただ、他方で、やっぱり減税をして起債をするというパッケージは異様と言えば異様なところもあるわけですね。一方で行革をやっているのだからオーケーだという今回の趣旨もわかるのですが、他方で、今度は別の点から見ると、将来世代に負担を先送りしつつ現役世代で減税をするというパッケージになっていることも事実ですね。そのときに、これ、総務省の方にお伺いしたいと思うのが、占領期の頃から、我々の先生方と言った方がいいのか、皆さんおっしゃっていたのが、減税するような財政的余力のある自治体が、そもそも起債できないというのは変なのではないのかという批判をずっとやってきたんですね。つまり、標準税率以下の税率でも財政を回していけるような、そういう豊かな団体こそ起債できるようにすべきだという批判がずっとあったわけですね。今回の名古屋市の事例をどのようにとらえればいいのかという

のは私にとっては非常に大きな問題で、ですから、ある意味、地方財政法5条第4項の規定そのものにかかわってくるような問題にも見えるんですね。

ですから、そもそも、先ほどおっしゃったような行革の効果を検証するという総務省の説明はそれとしてわかったんですけども、他方で、減税できるような財政的余力のあるところには、もう起債を認めるんだよというところまでいくのかいかないのか、そこが僕はもやもやとして、結局どういう基準で許可が出たのかというのがわからないというのが一番疑問に思っている点なんですね。無理のない範囲で構わないのですが、もしお教えいただけることがあればと思います。

【碓井座長】 審議官、どうぞ。

【平嶋大臣官房審議官】 当時、財政局におりまして、それをやっていたので、経過をちょっと申し上げますと、そもそも標準税率未満の団体が起債をすることを禁止していたわけですね。公共施設の建設を禁止しているという規定があったのですが、この規定は、どちらかというと、団体の財政事情という問題よりも、国境のない政府である地方自治体において、マスメディアの起債の原則の世代間の負担の公平の問題に関わるのですけれども、取るべき税を取ってないところが、起債で公共施設の効用を後に使う世代に負担させる行為をさせることが、国境間を越える人の移動があるということを考えると、認めると、やっぱり不合理なのではないかという話から多分スタートしていることなのだと思います。現世代で取るべき税を取ってなければ、公共施設の負担を先延べしちゃだめだということだったと思いますね。地方分権の議論のときに、それが逆に今度は、その議論があって、先ほどおっしゃったように、交付税の方は標準税率の問題というのは割とシンプルだと思いますけれども、起債が禁止されていることをもって、これが道具になって、結局、標準税率を守らなきゃいけないというための、罰則でもないですけども、そういう手段になってしまっているのではないかという議論が第1次地方分権のときにありまして、そのときに、標準税率未満の税目が1つあっただけで、すべての公共施設の起債をとめるというのがいいのかと。特に財源対策債のような、財源補填のための起債もあるのに、それでいいのかという議論がございまして、状況によって判断しようということで許可ということになったわけでございます。

それで、名古屋市の許可についてでございますけれども、これは行革をして財源をとっているということだけではなくて、現世代が楽をするのだから後ろの世代も楽をしなきゃいけないということから、普通の起債についても実は制限をしております。ご案内のとおり

り、起債について充当率がありまして、ある事業をするときにどこまで起債を出さなきゃいけないというのがあるのですけれども、それよりも起債の充当率を下げてもらっているということで、そこはバランスをとったということに。そこでバランスがとれていれば、起債は許可できるという形になったのだと思います。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。

他にありますでしょうか。

それでは、先ほどご説明のときに企画官から触れていただきました資料2-3に、これからの検討のスケジュールのイメージが示されているのですが、こういう順番では困る、もっとこっちを先にやってくれとか、そういうご意見等がありましたらお出しいただければ。これによりますと、第7回というのは「法定外税の新設・変更への関与の見直し①」ということで、法定外税のことを検討するという予定になっているのですが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。じゃあ、そういう心づもりで今後進めさせていただきたいと思います。

皆様、大変熱心にご意見等をいただきまして、ありがとうございました。今後の残された検討課題についてのおよそのイメージをつかむことができまして、本年度の議論の出発点とすることができたと思います。本日はこれで研究会を終了させていただきます。

次回の研究会の日程についてでございますが、各委員の皆様の予定をご確認した上で、後日、事務局から連絡させていただくことにしたいと思います。本日はありがとうございました。

[閉会]